

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 3 年(2021 年)7 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 7 月の主な発刊書籍一覧 (私法部門)
4. 7 月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例 INDEX) \* 「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項と定めた戸籍法 74 条 1 号の規定もまた憲法 24 条に違反するものでないことは平成 27 年大法廷判決の趣旨に徴して明らかである、と判示(令和 3 年 6 月 23 日最高裁)

【2】無免許者が宅地建物取引業を営むために宅地建物取引業者からその名義を借り、当該名義を借りてされた取引による利益を両者で分配する旨の合意は公序良俗に反し無効であるとされた事例(令和 3 年 6 月 29 日最高裁)

【3】夫婦同氏制が個人の尊厳と両性の本質的平等において合理性を欠く制度とはいえず、それによる不都合があるとしても憲法 24 条 2 項に反する程度には至っていないとして、国会議員が立法措置を執らなかつたことが国会賠償法 1 条 1 項の適用上違法とはならないと判示(令和 2 年 2 月 26 日東京高裁)

【4】X の未成年者の子供らが、離婚した実母 Y の夫と養子縁組したことから、X は Y に対し養育費の支払免除の調停を申立てたが不成立となり審判手続に移行した事案。養育費免除の始期につき原審は養子縁組時としたが、抗告審は調停申立時に変更した(令和 2 年 3 月 4 日東京高裁)

【5】Y は X と、ある男女の交際を終了させるための「別れさせ工作委託契約」を締結。当該男女の交際は終了し X が Y に未払金を請求したが、Y は契約を無効として既払金返還の反訴を提起。本判決は本件契約が公序良俗に反するとまではいえないとし X の請求を認容(平成 30 年 8 月 29 日大阪地裁)

【6】X が勤務する総合電機メーカー Y から違法な退職勧奨及びパワハラを受けたとして慰謝料を請求、違法かつ無効な査定で賃金が減額されたとして差額分の支払を求めた事案。本判決は違法な退職勧奨を認め慰謝料 20 万円の支払を命じ、賃金差額相当額の請求は棄却した(令和 2 年 3 月 24 日横浜地裁)

【7】X らは Y 市が造成した土地を購入し建物を建築したが、自宅の床上浸水等の被害に遭い、Y 市に売主としての説明義務違反等があったとして損害賠償を求めた。本判決は Y 市以外の者から購入した 4 名の X を除き、その他 X らの個々の事情に応じて請求の一部を認容(令和 2 年 6 月 17 日京都地裁)

(商事法)

【8】会社法 182 条の 4 第 1 項に基づき株式の買取請求をした者は同法 182 条の 5 第 5 項に基づく支払を受けた場合でも上記株式価格につき会社との協議が調い又はその決定に係る裁判が確定するまでは同法 318 条 4 項の債権者に当たり株主総会議事録の閲覧謄写請求権を有する(令和 3 年 7 月 5 日最高裁)

(知的財産)

【9】原告はカンガルーの図形部分と「KANGOL」の文字部分からなり、指定役務「衣類等の小売等役務」として商標登録出願をしたが、引用商標と類似するとして拒絶査定を受けたため不服審判を請求、特許庁が不成立の審決をし、原告は審決の取消を求めて訴訟を提起したが棄却された(令和 3 年 6 月 16 日知財高裁)

【10】発明の名称を「美容器」とする本件発明に係る特許無効審判の無効審決の取消訴訟において、本件発明が甲 1 発明に記載された事項及び周知技術に基づいて当業者が容易に発明することができたとした判断には誤りがあるとして審決を取消した事例(令和 3 年 6 月 24 日知財高裁)

【11】被告は「パールアパタイト」を標準文字で書し、「化粧品」等を指定商品とする商標の商標権者だが、原告が商標登録無効審判を請求。特許庁は不成立の審決をし、原告がその取消を求め本件訴訟を提起したが、商品の品質に誤認を生ずる恐れはないとして請求を棄却(令和 3 年 6 月 30 日知財高裁)

【12】発明の名称を「電動ベッド」とする発明に係る特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、本件訂正発明 1 が進歩性を欠如しないとした判断には誤りがあるとして審決を取消した事例(令和 3 年 7 月 8 日知財高裁)

(民事手続)

【13】都営バスが A に衝突した交通事故で A の相続人である申立人が、ドライブレコーダーの映像の提出を求めたところ、原審は同請求を却下したが、抗告審において東京都情報公開条例に基づき閲覧請求はできると解すべきで、同映像は同法 220 条 2 号に該当するとした(令和 2 年 2 月 21 日東京高裁)

【14】Y による X の預金債権への差押後、X が Y に本件預金債権は社会福祉協議会からの貸付金 60 万円及び給与を原資とするもので差押禁止債権に当たるとして本件差押命令の取消を求めたところ、本件貸付金は民執法 152 条 1 項

1号所定の差押禁止債権には当たらないが、性質上の差押禁止債権に当たるとして請求の一部が認容された事例(令和2年9月17日大阪地裁)

(刑事法)

【15】被告人が人を欺いて補助金等又は間接補助金等の交付を受けた旨の事実について詐欺罪で公訴が提起された場合、被告人の当該行為が同法違反の罪に該当するとしても裁判所は当該事実について刑法246条1項を適用することができるのと解するのが相当であると判示(令和3年6月23日最高裁)

【16】前訴で住居侵入、窃盗の訴因につき有罪の第1審判決が確定し、後訴の訴因である常習特殊窃盗を構成する住居侵入、窃盗の各行為が前訴の第1審判決後にされたものであるときは、前訴の確定判決による一事不再理効は後訴に及ばないと判示(令和3年6月28日最高裁)

【17】Xは覚醒剤所持及び使用で起訴され第1審で有罪判決を受けたが控訴審で使用に係る自白を覆し、その点につき無罪判決が言渡されたので、使用の事件につき刑事補償及び費用補償の請求をしたが、Xは捜査又は審判を誤らせる目的で虚偽自白をしたとして請求を棄却(令和2年7月15日東京高裁)

【18】障害者施設に侵入し施設利用者19名を死亡させ、24名に障害を負わせる等した事案で、弁護人は、被告人が心神喪失状態にあった等として無罪を主張したが、本判決は、被告人は完全責任能力を有していたと認め死刑を言い渡した(令和2年3月16日横浜地裁)

(公法)

【19】複数年度分の個人住民税を差押に係る地方税とする滞納処分において、減額賦課決定により存在しないものとされた年度分に充当されていたものは、当該差押に係る他の年度分の個人住民税が存在する場合、当該個人住民税に法定充当がされるものと解すべきと判示(令和3年6月22日最高裁)

【20】相続税法55条に基づく申告の後にされた増額更正処分のうち同申告に係る税額を超える部分を取消す旨の判決が確定した場合、課税庁は更正をするに際し当該判決の拘束力によって当該判決に示された個々の財産の価額等を用いて税額等を計算すべき義務はないと判示(令和3年6月24日最高裁)

【21】治療薬の臨床試験につき虚偽の記載等をした論文を学術雑誌に投稿した行為が薬事法66条1項違反にあたるかが争われた事案で、同項が規定するのは不特定多数の者に同項所定の事項を告げ知らせる行為をいい、本件論文の雑誌へ掲載は同項の行為に当たらないと判示(令和3年6月28日最高裁)

【22】沖縄県漁業調整規則41条に基づく水産動植物の採捕に係る許可の申請について、審査基準にいう申請内容の必要性を認めることができないと判断した県知事の判断は他事考慮であり、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるとした事例(令和3年7月6日最高裁)

【23】刑務所収容中のXが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、自己の健康状態を知るため診療情報の開示を求めたところ、非開示の決定を受けたことから取消を求めた事案で、同法45条1項は診療情報には適用されないとした事案(令和3年4月8日大阪高裁)

【24】イラン国籍のXが難民不認定処分を受けその取消及び難民認定の義務付けを求めた事案で、Xへの政治的迫害の恐れは認められないが、キリスト教に改宗しており、宗教を理由とする難民に該当するとして難民と認定することの義務付けの訴えについて認容(令和1年9月17日東京地裁)

【25】Xがあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づき視覚障害者以外を対象とするあん摩マッサージ指圧師養成施設の設置認定の申請をしたが不認定とされたため同法が憲法22条1項に違反して無効等として処分の取消を求めたが棄却された事例(令和1年12月16日東京地裁)

(社会法)

【26】Xの従業員を組合員とする労働組合Zが、XはZとの団体交渉を正当な理由なく拒否したとして県労働委員会に救済を申立て、同申立が認容されたことから、Xは中央労働委員会に再審査の申立をしたが棄却されたため、同命令の取消を求めたが、Xの請求は棄却された(令和2年1月30日東京地裁)

(その他)

【27】土地所有者になりすました詐欺師から土地を購入し(前件)それを転売した(後件)Xは後件の登記手続を担当した司法書士Yに損害賠償を求めたが、登記識別情報通知書は後件申請の必要書類ではなく、本人確認義務違反があったともいえないとしてXの請求を棄却(令和2年10月5日東京地裁)

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

### 【民事法】

#### (1) 最大決令和3年6月23日 裁判所 HP

令和2年(ク)第102号 市町村長処分不服申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件(上告棄却)  
[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/412/090412\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/412/090412_hanrei.pdf)

民法750条及び戸籍法74条1号は、憲法24条に違反しない。

「夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項と定めた戸籍法74条1号の規定もまた憲法24条に違反するものではないことは、平成27年大法廷判決の趣旨に徴して明らかである。」

#### (2) 最三判令和3年6月29日 裁判所 HP

令和2年(受)第205号 報酬等請求本訴,不当利得返還請求反訴,民訴法260条2項の申立て事件(破棄差戻)  
[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/443/090443\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/443/090443_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

無免許者が宅地建物取引業を営むために宅地建物取引業者からその名義を借り,当該名義を借りてされた取引による利益を両者で分配する旨の合意は,公序良俗に反し,無効である。

(理由)

宅建業者が無免許者にその名義を貸し,無免許者が当該名義を用いて宅地建物取引業を営む行為は,宅地建物取引業法12条1項及び13条1項に違反し,同法の採用する免許制度を潜脱するものであって,反社会性の強いものというべきである。そうすると,無免許者が宅地建物取引業を営むために宅建業者との間でするその名義を借りる旨の合意は,同法12条1項及び13条1項の趣旨に反し,公序良俗に反するものであり,これと併せて,宅建業者の名義を借りてされた取引による利益を分配する旨の合意がされた場合,当該合意は,名義を借りる旨の合意と一体のものともみべきである。

#### (3) 東京高判令和2年2月26日 判例タイムズ1484号110頁

令和元年(ネ)第2243号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却,上告,上告受理申立)  
[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/372/089372\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/372/089372_hanrei.pdf)

婚姻に伴って氏を変更して婚姻前の氏を通称として使用する X1 と,婚姻に伴って一方の氏を選択することを避けるためいわゆる事実婚を選択して内縁関係にある X2 が, Y(国)に対し,現行の戸籍法で,日本人同士の婚姻により配偶者の氏を民法上の氏として称することとした場合に,婚姻前の氏を戸籍法上の氏として称することを認める制度(旧氏続称制度)が設けられていないことについて,憲法14条1項,13条及び24条に違反するとし,その立法不作為が国家賠償法1条1項の適用上違法となるところ,当該不作為により精神的苦痛を被ったとして損害賠償の支払いを求めた事案。

本判決は, X らが主張する日本人同士の離婚や日本人の外国人との結婚又は離婚の場合との取扱いの差異は民法750条の適用の有無の点から生じているもので,本来比較の対象とならない場面を捉えた主張にすぎないため,憲法14条1項違反に当たらず, X らが旧氏続称制度の不存在が結婚情報の公表を強制するものであるとして主張した憲法13条違反についても,そのために X らが結婚情報の公表を強制されたといえず, X らの主張は前提を欠くし,先行大法廷判決(最大判平成27年12月16日)が,夫婦同氏制が,直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度であるとは認められないとしていることからすると,夫婦同氏制による不都合が生じているとしても,それが憲法24条2項に反する程度に至っていると認めることはできず,よって国会議員が立法措置を執らなかったことが国会賠償法1条1項の適用上違法となるとは認められないとして, X らの請求をいずれも棄却した。

#### (4) 東京高決令和2年3月4日 判例時報2480号3頁

令和2年(ラ)第27号 養育費審判に対する抗告事件(変更(許可抗告(抗告不許可)))

Xは,未成年者らの実父であり,未成年者らが Z(未成年者らの実母 Y と再婚した夫)と養子縁組をしたことから, Y を相手方として,養育費の支払免除の調停を申立てたが不成立となり,審判手続に移行した事案。

原審判は,養育費免除の始期を養子縁組時としたが,本決定は,既に消費された養育費の返還は Y 及び Z に不測の損害を被らせ,他方, X は養子縁組の可能性を認識しながら,養育費を支払い続けていたことから,養子縁組の成立の時期に重きを置いていたのではなく,未成年者らの福祉の充実の観点から養育費の支払いを継続していたと評価することも可能である等として,始期を養育費免除の調停申立時と変更した。

### (5)大阪地判平成 30 年 8 月 29 日 判例タイムズ 1484 号 243 頁

平成 30 年(レ)第 57 号 工作委託料等請求控訴事件(控訴棄却,確定)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/008/088008\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/008/088008_hanrei.pdf)

本件本訴請求は、X が、Y(男性)との間で、「別れさせ工作委託契約」(Y の指定する女性(指定女性)と、指定女性が交際している男性(対象男性)との間の交際を終了させることに関し、X が Y に協力することを内容とし、Y が X に対し、着手金として 80 万円、上記目的が達成されたときは成功報酬として 40 万円を支払うことを約する契約)を締結し、X が Y に対し、未払いの対価を請求したところ、Y が、当該契約は公序良俗に反し無効であると主張し、X に対し、不当利得返還請求権に基づき、既払金の返還を求める反訴を提起した(ただし、反訴請求部分は本控訴審の審判対象外である。)。本判決は、本件契約の目的達成のために想定されていた方法は、人倫に反し関係者らの人格、尊厳を傷つける方法や、関係者の意思に反してでも接触を図るような方法であったとは認められず、実際に実行された方法も、X の指示を受けた作業員女性が対象男性と食事をするなどというものであり(作業員女性は、指定女性に対し、対象男性と食事をしたことを告げたが、目的達成のために作業員女性が対象男性と肉体関係を結んだことはなく、指定女性と対象男性との交際は、遅くとも本件契約締結の約 3 ヶ月後に終了した。)、これらの事情によれば、本件契約は、関係者らの自由な意思決定の範囲で行うことが想定されていたといえるのであって、契約締結時の状況に照らしても、本件契約が公序良俗に反するとまではいえないとし、X の請求を認容する原判決を維持した。

### (6)横浜地判令和 2 年 3 月 24 日 判例時報 2481 号 75 頁

平成 30 年(ワ)第 1231 号 損害賠償等請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))

本件は、総合電機メーカー Y に勤務する X が Y に対し、Y から違法な退職勧奨及びパワハラを受けたと主張して不法行為に基づき慰謝料 100 万円等の支払を求め、Y より違法かつ無効な査定が行われ、賃金が減額されたとして、雇用契約に基づく賃金支払請求権又は不法行為に基づき、一部請求として違法かつ無効な査定がなかった場合との差額の賃金等の支払を求めた事案である。

本判決は、X の上司 A による退職勧奨は、X が明確に退職を拒否した後も、複数回の面談の場で行われていること、勧奨の態様自体も相当程度執拗であること、X の自尊心を殊更傷つけ困惑させる言動に及んでいること等から社会通念上相当と認められる範囲を逸脱した違法な退職勧奨であるとして慰謝料 20 万円を認容したが、査定については、評価基準に主観的な要素が含まれているからといって、直ちに不公正で違法なものということとはできないとし、X に対する査定にも違法性を認めることはできないとして賃金差額相当額の請求を棄却した。

### (7)京都地判令和 2 年 6 月 17 日 判例時報 2481 号 17 頁

平成 27 年(ワ)第 3452 号・平成 28 年(ワ)第 2679 号・第 2834 号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))

本件は、平成 21 年から 25 年に、Y 市を事業主体とする土地区画整理事業等により造成された土地を購入し建物を建築したところ、平成 25 年の台風の影響により自宅の床上浸水等の被害に遭った X1 ないし X7 らが、Y 市に対し、土地の売主としての説明義務違反、地方公共団体としての情報提供説明義務違反があったとして損害賠償を求めた事案である。

本判決は、Y から直接土地を買い受けた X1、X4 及び X7 との関係では、本件土地に関するハザードマップの内容について説明し、Y が把握していた本件各土地に関する近時の浸水被害状況や今後浸水被害が発生する可能性に関する情報について開示し説明すべき義務を怠ったとして、X1 につき請求額 1380 万 300 円のうち 432 万 1743 円(建物補修費用 181 万円、慰謝料 200 万円他)、X7 につき請求額 715 万 804 円のうち 341 万 400 円(建物補修費用 155 万 500 円、慰謝料 150 万円他)をそれぞれ一部認容し、X4 については、Y 市の担当者からハザードマップを示されるなどしており、X4 自身にも落ち度があるとして 3 割の過失相殺をして、請求額 535 万 1000 円のうち 38 万円(慰謝料 50 万円より過失相殺)の限度で請求を認容した。

他方、Y 市以外の者から購入したその余の 4 名の X らとの関係では、地方公共団体の情報提供義務について法令上の根拠が認められないことを理由に請求を棄却した。

### 【商事法】

### (8)最二判令和 3 年 7 月 5 日 裁判所 HP

令和元年(受)第 2052 号 株主総会議事録閲覧謄写請求事件(棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/461/090461\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/461/090461_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

会社法 182 条の 4 第 1 項に基づき株式の買取請求をした者は同法 182 条の 5 第 5 項に基づく支払を受けた場合であっても上記株式の価格につき会社との協議が調い又はその決定に係る裁判が確定するまでは同法 318 条 4 項にいう債権者に当たり、株主総会議事録の閲覧謄写請求権を有する。

(理由)

株式買取請求に係る株式の価格は、買取請求者と会社間の協議が調い又は価格決定裁判が確定するまでは、未形成というほかなく、会社の支払(同法 182 条の 5 第 5 項)によって上記価格の支払請求権が全て消滅したということとはできない。

そして、上記買取請求をした者は、会社から上記支払を受けたとしても、少なくとも上記株式の価格につき上記協議が調い又は上記裁判が確定するまでは、株式併合により端数となる株式につき適切な対価の交付を確保するため会社の業務ないし財産の状況等を踏まえた合理的な検討を行う必要がある点においては上記支払前と変わるところがなく、上記情報の入手の必要性は失われまいというべきである。

## 【知的財産】

### (9) 知財高判令和 3 年 6 月 16 日 裁判所 HP

令和 2 年(行ケ)第 10148 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/436/090436\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/436/090436_hanrei.pdf)

原告は、カンガルーの図形部分と、「KANGOL」の文字部分からなる商標(本願商標)について、第 35 類「衣類等の小売等役務」を指定役務として商標登録出願をしたところ、「KANGOL」の文字を標準文字で表し、指定役務を第 35 類「帽子の小売等役務」とする引用商標と類似するとの理由で拒絶査定を受けたことから、拒絶査定不服審判を請求したが、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたことから、本件審決の取消しを求めて、本件訴えを提起した事案。

本願商標の要部である「KANGOL」の欧文字部分及び引用商標については、商標が類似する。また、本願指定役務及び引用指定役務は、具体的な取扱商品は異なるものの、いずれもファッション商品を取扱商品とする点において共通するほか、役務を提供する手段、目的及び業種が共通するものといえる。そして、両役務は、役務を提供する場所が共通する場合があるほか、需要者の範囲が一致する。これらの事情を考慮すると、本願指定役務と引用指定役務は、役務が類似するものと認められる。

これに対し、原告は、原告とカンゴール社との間で契約(本件契約)が締結され、引用商標の商標権者であるカンゴール社と原告との間で取扱商品及び役務に係る棲み分けがされてきたことを、現実的かつ具体的な取引の実情として重視すべきである旨主張するが、本件契約それ自体は、原告とカンゴール社との間における個別の合意にすぎないから、同契約を締結した事実や、同契約に基づいて原告が本願商標を継続的に使用している事実は、商標の類否判断において考慮し得る一般的、恒常的な取引の実情には当たらないというべきである。

また、原告は、本願指定役務及び引用指定役務の各取扱商品は特許庁の類似商品・役務審査基準において非類似の商品として取り扱われてきたものである旨主張するが、本願指定役務及び引用指定役務はいずれも小売等役務であり、その類否は取扱商品ではなく役務同士を比較して判断すべきものであるし、本願指定役務及び引用指定役務は、具体的な取扱商品は異なるものの、役務の出所を誤認されるおそれがある関係にあるものといえるから、本願指定役務及び引用指定役務の各取扱商品が、上記審査基準において非類似の商品として取り扱われているからといって、前記の結論が左右されるものではないというべきである。

以上から、本願商標は、引用商標に類似する商標であると認められ、また、本願指定役務は、引用指定役務と類似する役務であると認められるから、本願商標は、引用商標との関係において、商標法 4 条 1 項 11 号に該当するものと認められるとして原告の請求は棄却された。

### (10) 知財高判令和 3 年 6 月 24 日 裁判所 HP

令和 2 年(行ケ)第 10115 号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/449/090449\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/449/090449_hanrei.pdf)

発明の名称を「美容器」とする本件発明に係る特許無効審判の無効審決の取消訴訟において、本件発明が甲 1 発明に記載された事項及び周知技術に基づいて当業者が容易に発明することができたとした判断には誤りがあるとして、審決を取り消した事案。

甲 1 には、請求項 1 に「任意の形状の中央ハンドル」との記載があり、発明の詳細な説明中に、ユーザが握る中央ハンドルは「球、あるいは他のあらゆる任意の形状とすることが可能である。」と記載があることから、長尺状のハンドルを排除するものではないと理解することはできる。しかし、「球、あるいは他のあらゆる任意の形状とすることが可能である。」との記載ぶりからすれば、まずは「球」が念頭に置かれていると理解するのが自然であり、しかも甲 1 の

添付図に描かれたハンドルの形状や全体のバランスに照らして、球状のハンドルが開示されているとしか理解できないものである。

また、2つの球がハンドルに2つの軸に固定され、2つの軸が70~100度をなす角度で調整された甲1発明において、球が進行方向に対して非垂直な軸で回転し、球の間に拘束されて挟まれた皮膚を集めて皮膚に沿った動きをさせるためには、ハンドルを進行方向に向かって倒す方向に傾けることが前提となる。

ハンドルが球状のものであれば、後述するハンドルの周囲に軸で4個の球を固定した場合を含めて、把持したハンドル(1)の角度を適宜調整して進行方向に向かって倒す方向に傾けることが可能である。しかし、ハンドルを長尺状のものとし、その先端部に2つの球を支持する構成とすると、球状のハンドルと比較して傾けられる角度に制約があるために進行方向に傾けて引っ張る際にハンドルの把持部と肌が干渉して操作性に支障が生じかねず、こうした操作性を解消するために長尺状の形状を改良する(例えば、本件発明のように、ボールの軸線をハンドルの中心軸に対して前傾させて構成させる(相違点3の構成)。)必要が更に生じることになる。そうすると、甲1の中央ハンドルを球に限らず「任意の形状」とすることが可能であるとの開示があるといっても、甲1発明の中央ハンドルをあえて長尺状のものとする動機付けがあるとはいえない。

また、甲1においては、「マッサージする面に適合させるために、より大きな直径を持つ1つまたは2つの追加球をハンドルが受容可能である」形態も開示されており、FIG.2には、小さい直径の球(2)を2つ、大きな直径球(3)を2つそれぞれハンドル(1)に軸によって固定された図が開示されている。このような実施例において、ハンドル(1)を球状から長尺状とすると、例えば、大きい球(3)を皮膚に当てることを想定し、長尺状のハンドルを中心軸に前傾させて構成させると、小さい球(2)を皮膚に当てる際には、ハンドルを進行方向に対して傾けて小さい球(2)の球を引っ張ることができなくなる。したがって、こうした点からすると、甲1のハンドル(1)を長尺状のものとするには、むしろ阻害要因があるといえる。

甲1発明のハンドルには長尺状のものが含まれ、長尺状のハンドルが甲1に記載されたに等しい事項であることを前提とした本件審決の判断は誤りというほかない。

### (11) 知財高判令和3年6月30日 裁判所 HP

令和3年(行ケ)第10010号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/474/090474\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/474/090474_hanrei.pdf)

被告は、「パールアパタイト」を標準文字で書してなり、「化粧品」等を指定商品とする商標(本件商標)の商標権者であり、原告が商標登録無効審判を請求したところ、特許庁は、本件商標を本件審判の請求に係るいずれの指定商品に使用しても商品の品質の誤認を生ずるおそれはないというべきであるから、本件商標は、商標法4条1項16号に該当しないと理由で不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

原告は、本件商標の登録査定時において、「アパタイト」の語が、美白効果のある「ハイドロキシアパタイト」又は光触媒応用製品に適用可能な「アパタイト」を意味する語として、一般的に広く認識されており、「アパタイト」という成分に着目して商品の購入に及ぶといった取引の実情があったことを考慮すると、「パール」と「アパタイト」とが結合した「パールアパタイト」の語から構成される本件商標は、「真珠」及び「アパタイト(ハイドロキシアパタイト)」という物質(化学物質)を想起させるものであるから、「真珠」及び「アパタイト(ハイドロキシアパタイト)」を含有するという商品の品質を表示する旨主張する。

しかしながら、「アパタイト」の語が、取引者、需要者の間で、美白効果のある「ハイドロキシアパタイト」又は光触媒応用製品に適用可能な「アパタイト」を意味する語として、一般的に広く認識されていたものと認めることはできない。また、「パールアパタイト」の語は、一般の辞書等に掲載されていない造語であって、具体的な特定の商品を示すことを認めるに足りる証拠はないのみならず、「パールアパタイト」の語から、「真珠」そのものと「アパタイト(ハイドロキシアパタイト)」とを成分に含有する具体的な商品を一般に想起することを認めるに足りる証拠はない。したがって、本件商標の構成が直接的に特定の商品の品質を表示するものと認めることはできないから、本件商標は、取引者、需要者において、特定の商品の品質を認識させるものとはいえない。

したがって、本件商標を本件審判の請求に係る指定商品のいずれに使用しても、商品の品質について誤認を生ずるおそれがあるものと認められないため、本件商標は商標法4条1項16号に該当しないと本件審決の判断に誤りはない、として原告の請求は棄却された。

### (12) 知財高判令和3年7月8日 裁判所 HP

令和2年(行ケ)第10057号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/469/090469\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/469/090469_hanrei.pdf)

発明の名称を「電動ベッド」とする発明に係る特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、本件訂正発明 1 が進歩性を欠如しないとした判断には誤りがあるとして、審決を取り消した事案。

相違点 2③は、『フレームと床との間に介護者又は患者の足が存在しても、挟み込みが生じないように』、下降スイッチが押し状態であってもフレームをいったん停止させ、『ブザーを鳴らして警報』することである。甲 1 発明における下方中間位置から最下位置に 153mm 下降できるということは、下方中間位置でのメインフレーム 12 の床からの高さは 153mm より高いことになる。ここで、甲 2 技術事項に係る別紙 3 の記載によると、足が届く範囲の可動部と床面との間に 120mm 以上の寸法があれば、足を挟み込む危険がないものと理解されるから、本件訂正発明 1 の「介護者又は患者の足が存在しても、挟み込み等が生じないような高さ」であるといえ、また、甲 1 発明の最下位置は「床に近接して配置される」ものであり、最下位置に向けて下降する下方中間位置は「これ以上フレーム 1 が下降すると、足を挟み込んでしまうような高さ」である。

そして、甲 1 には、「磁石 112 のホール効果センサ 118 に隣接した配置までの移動は、下方中間位置でのベッド 10 の位置付けに相当し、磁石 112 のホール効果センサ 116 に隣接した配置までの移動は、上方中間位置でのベッド 10 の位置付けに相当する。」との記載があり、甲 1 発明のベッドは、必ずフレームが下降する際に上方中間位置及び下方中間位置で自動的に下降を停止するベッドである。

ここで、昇降機能を有するベッドにおいて、フレームと床との間に、人体の侵入を防止し、人体が挟み込まれないよう下降を停止させることは当業者にとって極めて馴染みの深い周知技術であると認められる。そして、昇降機能を有するベッドにおいて、フレームと床との間に人体が挟み込まれないよう警告音で周囲に異常を知らせることも当業者にとって極めて馴染みの深い周知技術であると認められる。

そうすると、上記のように、介護者又は患者の足が存在しても、足の挟み込みが生じないような下方中間位置においてフレームの下降は停止するが、それ以上フレームが下降すれば介護者又は患者の足が挟み込まれてしまうことになる甲 1 発明に接した場合、昇降機能を有するベッドにおいて、人体の侵入を防止し、人体が挟み込まれないようにベッドの下降を停止するとの周知技術に従い、その下降を停止する高さを「前記フレームと床との間に、介護者又は患者の足が存在しても、挟み込みが生じないよう」な意図で設定し、この際、警告音でフレームと床との間に人体が挟み込まれないよう知らせるとの周知技術に従い、警告音を発するようにすることは、当業者には格別困難なことではないといえる。

## 【民事手続】

### (13) 東京高決令和 2 年 2 月 21 日 判例時報 2480 号 7 頁

令和 2 年(ラ)第 59 号 文書提出命令申立却下決定に対する抗告事件(取消・申立認容(確定))

相手方が保有する車両が A に衝突した交通事故に関して、A の相続人である申立人が損害賠償を請求する事件に関し、相手方車両は都営バスであり、申立人が、民訴法 220 条 2 号、3 号後段、4 号に基づき本件ドライブレコーダーの映像の提出を求めた。

原審は文書提出命令の申立てを却下したが、抗告審は東京都情報公開条例に基づき、本件ドライブレコーダー映像の引渡し、又は閲覧を求めることができると解すべきであり、同映像は同法 220 条 2 号に該当するとした。

### (14) 大阪地決令和 2 年 9 月 17 日 判例時報 2481 号 13 頁

令和 2 年(ヲ)第 9060 号 差押禁止債権の範囲変更(取消)申立事件(一部認容、一部却下(確定))

本件は、Y による X の第三債務者に対する預金債権(64 万 6922 円)への差押後、X が Y に対し、本件預金債権は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会(大阪府社協)からの貸付金 60 万円(生活福祉資金)及び給与を原資とするものであり、民執法 152 条 1 項 1 号及び 2 号所定ないし性質上の差押禁止債権に当たるとして、本件差押命令の取消しを求めた事案である。

本決定は、差押当時の本件預金債権の原資が新型コロナウイルス感染症の影響による失業等を理由になされた貸付金と X に支払われた給与であると認定した上で、貸付金は、民執法 152 条 1 項 1 号所定の差押禁止債権には当たらないが貸付金の交付を受ける権利は、借受人のみが行使できる権利であり、他人が行使することができない権利といふべきであるから性質上の差押禁止債権にあたり、本件預金債権のうち差押禁止部分の 60 万円及び給与の 4 分の 3 に相当する 3 万 25 円を控除した 1 万 6897 円を超える部分に対する差押命令を取り消した。

## 【刑事法】

### (15) 最三決令和 3 年 6 月 23 日 裁判所 HP

令和 2 年(あ)第 1528 号 詐欺被告事件(上告棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/434/090434\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/434/090434_hanrei.pdf)

被告人が人を欺いて補助金等又は間接補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 2 条 1 項,4 項)の交付を受けた旨の事実について詐欺罪で公訴が提起された場合,被告人の当該行為が同法違反の罪に該当するとしても,裁判所は当該事実について刑法 246 条 1 項を適用することができるかと解するのが相当である。

#### (16) 最一決令和 3 年 6 月 28 日 裁判所 HP

令和 2 年(あ)第 919 号 常習特殊窃盗被告事件(上告棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/455/090455\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/455/090455_hanrei.pdf)

(判旨)

前訴で住居侵入,窃盗の訴因につき有罪の第 1 審判決が確定した場合において,後訴の訴因である常習特殊窃盗を構成する住居侵入,窃盗の各行為が前訴の第 1 審判決後にされたものであるときは,前訴の訴因が常習性の発露として行われたか否かについて検討するまでもなく,前訴の確定判決による一事不再理効は,後訴に及ばない。

#### (17) 東京高決令和 2 年 7 月 15 日 判例タイムズ 1484 号 136 頁

令和 2 年(ま)第 4 号 刑事補償請求事件(請求棄却,確定)

X は,覚醒剤所持及び使用(交際相手 Y と共謀の上,X が Y に覚醒剤を注射して使用した事案)で起訴された第 1 審において,自白を維持して有罪判決を受けたが,控訴審において,使用にかかる自白を覆し,Y が自分で覚醒剤を注射し,X は関与しなかったと供述し,証人として出廷した Y も同様の供述をしたため,覚醒剤使用の点につき無罪判決が言い渡された。そこで,X は,使用の事件につき刑事補償及び費用補償の請求をしたが,両決定は,X が,自ら進んで虚偽自白をし,Y に対しても事前に検挙された場合には被告人の自白に沿った虚偽供述をするよう慫慂していたため Y が X と同様の供述をしたと認定したうえで,X は,捜査又は審判を誤らせる目的で,虚偽自白をしたものというべきであるとして,刑事補償法 3 条 1 号該当性及び刑事訴訟法 188 条の 2 第 2 項該当性をそれぞれ肯定し,X が事前に Y に虚偽供述をするよう慫慂したことにより,Y が虚偽供述をして供述調書が作成され,X の虚偽自白と併せて X が控訴提起されたことに照らすと,(X が別件提訴した事件【令和 2 年(や)第 4 号 費用補償請求事件(請求棄却,確定)】も含めて)補償の全部をしないことが相当であるとして,いずれの請求も棄却した。

#### (18) 横浜地判令和 2 年 3 月 16 日 判例時報 2482 号 105 頁

平成 29 年(わ)第 212 号 建造物侵入,殺人,殺人未遂,逮捕致傷,逮捕,銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件(有罪(確定))(相模原殺傷事件)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/467/089467\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/467/089467_hanrei.pdf)

被告人が,意思疎通ができないと自己が考える障害者を多数殺害する目的で障害者施設に侵入し,施設利用者 43 名を刃物で突き刺すなどし,うち 19 名を死亡させ,うち 24 名に傷害を負わせるとともに,その際,施設職員 5 名を拘束し,一部の職員には傷害を負わせた建造物侵入,殺人,殺人未遂,逮捕致傷,逮捕,銃砲刀剣類所持等取締法違反の事案で,弁護人が被告人は心神喪失の状態にあったか,少なくともその疑いが残るとして無罪を主張し,犯行時の被告人の責任能力の有無及び程度が争点とされた。

争点に関連して,裁判所が選任した鑑定人(医師)と弁護人が請求した専門家証人(医師)の尋問がそれぞれ実施され,裁判所は,被告人につき,動因逸脱症候群を伴う大麻精神病にり患していた疑いは残らず,大麻又はこれに関係する何らかの精神障害が本件犯行に影響を与えたとは考えられないとして,完全責任能力を有していたと認め,被告人を死刑に処する判決を言い渡した。

#### 【公法】

#### (19) 最三判令和 3 年 6 月 22 日 裁判所 HP

令和 2 年(行ヒ)第 337 号 過誤納付金還付等請求事件(破棄差戻し)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/407/090407\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/407/090407_hanrei.pdf)

複数年度分の個人住民税を差押えに係る地方税とする滞納処分において,当該差押えに係る地方税に配当された金銭であって,その後に減額賦課決定がされた結果配当時に存在しなかったこととなる年度分の個人住民税に充当されていたものは,その配当時にあって当該差押えに係る地方税のうち他の年度分の個人住民税が存在する場合には,当該個人住民税に法定充当がされるものと解すべきである。

#### (20) 最一判令和 3 年 6 月 24 日 裁判所 HP



令和 2 年(行ヒ)第 103 号 相続税更正処分等取消請求事件(破棄自判,被上告人の請求棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/420/090420\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/420/090420_hanrei.pdf)

相続税法(平成 18 年法律第 10 号による改正前のもの)55 条に基づく申告の後にされた増額更正処分のうち上記申告に係る税額を超える部分を取り消す旨の判決が確定した場合において,課税庁は,同法 32 条 1 号の規定による更正の請求に対する処分及び同法 35 条 3 項 1 号の規定による更正をするに際し,当該判決の拘束力によって当該判決に示された個々の財産の価額等を用いて税額等を計算すべき義務を負うことはない。

### (21) 最一決令和 3 年 6 月 28 日 裁判所 HP

平成 30 年(あ)第 1846 号 薬事法(平成 25 年法律第 84 号による改正前のもの,以下同様)違反被告事件(上告棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/456/090456\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/456/090456_hanrei.pdf)

(事案)

被告人 B(医薬品の製造・販売会社である被告人 A 株式会社の従業員)は,治療薬の臨床試験において虚偽の記載などした論文を学術雑誌に投稿させ,同雑誌社のホームページに論文を掲載させて,不特定多数の者が閲覧可能な状態にした行為(本件行為)において,薬事法 66 条 1 項違反で起訴された。第 1 審判決は,同項が規制するのは顧客を誘引するための手段として広く世間に告知させる行為であり,本件行為は,一般の学術雑誌への掲載と異ならず,同手段としての性質を有しないとして,A 及び B に対し,無罪判決を言い渡し,原判決もこれを是認した。検察官が上告した。

(判旨)

薬事法 66 条 1 項の趣旨は,医薬品の効能・効果に関し,虚偽又は誇大な情報の発信により一般消費者又は医薬品を処方する医師の認識を誤らせることによって保健衛生上の危害が生ずることを防止する趣旨である。よって,同項の「記事を広告し,記述し,又は流布」する行為は,特定の医薬品に関し,当該医薬品等の購入・処方等を促す手段として,不特定多数の者に対し,同項所定の事項を告知させる行為をいうと解され,その告知といえるかは,当該告知の内容,性質,態様等に関し,客観的に判断される。以上より,本件論文の雑誌への掲載は,特定の医薬品等の購入・処方等を促すための手段としてされた告知とはいえず,同項の行為に当たらない。

### (22) 最三判令和 3 年 7 月 6 日 裁判所 HP

令和 3 年(行ヒ)第 76 号 地方自治法 251 条の 5 に基づく違法な国の関与(是正の指示)の取消請求事件(上告棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/462/090462\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/462/090462_hanrei.pdf)

1 沖縄県漁業調整規則(昭和 47 年沖縄県規則第 143 号。令和 2 年沖縄県規則第 53 号による改正前のもの)41 条 1 項に基づく水産動植物の採捕に係る許可に関する県知事の判断は,裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められる場合には,地方自治法 245 条の 7 第 1 項所定の法令の規定に違反していると認められるものに該当する。

2 沖縄県漁業調整規則(昭和 47 年沖縄県規則第 143 号。令和 2 年沖縄県規則第 53 号による改正前のもの)41 条に基づく水産動植物の採捕に係る許可の申請について,「本件さんご類の特別採捕許可に関する裁量権を行使するに当たり,・・本件さんご類の一定割合の死滅を伴うことが予想される移植を正当化し得る事情として,普天間飛行場の代替施設の設置という本件埋立事業の目的が達成される見込みがあることを要する」とし,審査基準にいう申請内容の必要性を認めることができないと判断した県知事の判断は他事考慮であり,裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たる。

### (23) 大阪高判令和 3 年 4 月 8 日 判例タイムズ 1484 号 66 頁

令和 2 年(行コ)第 133 号 保有個人情報不開示決定処分取消請求控訴事件(取消,認容,上告受理申立)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/275/090275\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/275/090275_hanrei.pdf)

大阪刑務所収容中の X が,収容前に受けた腎移植後の自己の健康状態を知るために,行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)13 条に基づき,大阪矯正管区長に対し,大阪刑務所に収容されてから現在までの X の診療録等の保有個人情報(本件情報)の開示をしたのに対し,大阪矯正管区長が,本件情報は法 45 条 1 項により開示請求の規定の適用が除外されている情報に該当するとして,その全部を開示しない旨の決定(本件決定)をしたことから,X が本件決定の取消しを求めた。本判決は,生命と健康の維持は最も重要な人格的利益であるから,「個人の人格尊重」という個人情報保護法制の基本理念(個人情報保護法 3 条)に照らせば,診療情報を得る利益は合理的な理由なしに制限を受けるべきではないし,法 45 条 1 項を刑事関連情報中の診療情報にも無制限に適用すると,一般の医療施設で診療を受けた者ならば当該診療に係る診療情報の開示を受けられるのと異なり,刑事施設の被収容者は,刑事施設内医療施設で診療を受けざるを得ないがゆえに,当該診療の診療情報の開示を一切受けられないという不平等が生じることになるため,法 45 条 1 項を無制限に適用することは,医療情報の取扱いに関して,規制目的との

関係で合理的な均衡を欠く事態を招来し、個人情報保護法制の基本理念と整合しないといえるから、法 45 条 1 項は診療情報には適用されないと解釈すべきとして、X の請求を棄却した原判決を取り消して、本件決定を取り消す旨の判決をした。

#### (24) 東京地判令和元年 9 月 17 日 判例タイムズ 1484 号 167 頁

平成 30 年(行ウ)第 287 号 難民不認定処分取消等請求事件(認容,控訴(後控訴棄却,確定))

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/961/088961\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/961/088961_hanrei.pdf)

イラン・イスラム共和国(イラン)の国籍を有する外国人 X が、法務大臣に対し、出入国管理及び難民認定法(入管法)61 条の 2 第 1 項に基づき難民認定の申請をしたところ、法務大臣から難民の認定をしない旨の処分(本件難民不認定処分)を受けたことから、X がその取消し及び X を難民と認定することの義務付けを求めた事案。本判決は、X が、テヘランでガソリン配給制に反対する反政府デモに参加し、その様子を撮影されていることから政治的意見を理由とする難民に該当すると主張した点については、デモに参加したものの暴動には加わっておらず、イラン政府が殊更 X に関心を寄せ、X が迫害の恐怖を抱くような客観的事情が存するとは言いがたいとしたが、X がイスラム教から改宗をして行っているキリスト教徒としての活動からすれば、X がイランに帰国した際には、民家等において定期的に礼拝や集会等を行うことが見込まれることから、X について宗教を理由とする難民に該当するとして、本件難民不認定処分は違法であるとし、X を難民と認定することの義務付けの訴えについても認容した。

#### (25) 東京地判令和元年 12 月 16 日 判例タイムズ 1484 号 147 頁

平成 28 年(行ウ)第 316 号 非認定処分取消請求事件(請求棄却,控訴(後控訴棄却))

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/153/089153\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/153/089153_hanrei.pdf)

X が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(あはき師法)2 条 2 項に基づき、視覚障害者以外の者を対象とするあん摩マッサージ指圧師養成施設の設置の認定の申請をしたところ、厚生労働大臣から、あはき師法附則 19 条 1 項に基づき、上記認定をしない旨の処分を受けたため、視覚障害者以外の者を対象とするあん摩マッサージ指圧師養成施設の設置を制限するあはき師法附則 19 条 1 項が憲法 22 条 1 項等に違反して無効であるなどとして、同処分の取消しを求めた。本判決は、視覚障害者であるあん摩マッサージ師の職域を優先し、その生計の維持が著しく困難とならないようにすることを重要な公益と認め、その目的のために必要かつ合理的な措置として認められたあはき師法附則 19 条 1 項を今なお維持している立法府の判断が、その政策的・技術的な裁量の範囲を逸脱するもので著しく不合理であるとはいえないと判断し、あはき師法附則 19 条 1 項は憲法 22 条 1 項に違反するものではないとした。

### 【社会法】

#### (26) 東京地判令和 2 年 1 月 30 日 判例時報 2482 号 57 頁

平成 31 年(行ウ)第 92 号 不当労働行為救済命令取消請求事件(棄却(控訴・控訴棄却))

X の従業員を組合員とする労働組合 Z が、X は不合理な開催条件に固執して Z との団体交渉を正当な理由なく拒否したとして、県労働委員会に対し救済を申し立てたところ、同委員会が申立を認容し、X が中央労働委員会に再審査の申立てをしたが、同委員会がこれを棄却する命令を発したことから、X が同命令の取消しを求めた事案。

X は、①団体交渉に関する一切の情報を正当な理由なく第三者に開示又は漏洩しないこと、②団体交渉において録音及び撮影を行わないこと、並びに③団体交渉当日は X 代理人である A 弁護士の議事進行に従うことを団体交渉 3 条件として提示し、Z が同 3 条件への同意を拒否すると、X は同 3 条件に応じなければ団体交渉を開催しないと姿勢を貫き、同 3 条件に関する事前協議にも応じず、その後も団体交渉申し入れに応じず、開催されなかった。

裁判所は、一方が開催条件に固執した結果として団体交渉が開催されなかった場合には、団体交渉を拒否したとみられることもあり得、この場合の拒否に「正当な理由」があるか否かは、従前の労使交渉や団体交渉等の経過を踏まえ、労働条件等を含む労使関係について労使対等の立場で合意により形成するという団体交渉の目的に照らし、一方当事者が求める開催条件等の内容に必要性が認められるか否か、その内容が円滑な団体交渉実施等の観点に照らして合理的か否か、他方当事者の利益を不当に害するものか否かなどの事情を総合して判断すべきであると判示したうえで、①条件につき、労働組合の目的達成のため公表の必要な場合があるほか、労使の合意がないにもかかわらず団体交渉に関する一切の情報について守秘義務への同意を開催条件とすることが合理的であるということとはできず、団体交渉の議題事項をみても守秘義務条件の必要性及び合理性は認められない、②条件につき、団体交渉の内容の正確な記録は労使双方にとって必要がある一方、企業秘密に当たる情報に言及する際は録音を停止するなどの個別対応も可能で、団体交渉の全過程における録音を一律禁止することの必要性及び合理性があるということとはできない、③条件につき、

団体交渉における議事進行は団体交渉の帰趨を左右し得るものであるから、労使対等の立場で行うべきであり、使用者代理人が一方的に議事進行を行うことが当然に合理的であるとまで言えない上、ZがA弁護士に議事進行を任せられないと考えたことに理由がないとは言えないことなどに照らせば、同条件の合理性を認めることはできない、などと判示して、3条件への不同意を理由とする団体交渉拒否には「正当な理由」がないとし、Xの請求を棄却した。

## 【その他】

### (27) 東京地判令和2年10月5日 金法2165号75頁

平成29年(ワ)第21390号 損害賠償等請求事件(請求棄却)

本件は、いわゆる地面師詐欺の事案において、本件土地所有者になりすましたAから不動産業者Xが本件土地を購入した第1取引、Xが不動産業者であるB社に対して本件土地を転売した第2取引がまとめて行われているところ、Xが、不動産所有権移転登記手続の連件申請における第2取引に係る後件の登記手続を担当した司法書士Yに対し、登記識別情報通知書の調査・確認及び本人確認に係る注意義務違反を主張し、不法行為又は債務不履行に基づき、1億3200万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めたものである。

本判決は、連件申請の後件担当の司法書士において、前件申請の登記申請書類の形式的な確認の過程で一見して明白な偽造の痕跡を発見したり、前件担当の司法書士が明らかに司法書士としての職責を全うしていないことが疑われる具体的な事情を認識したりしていたなどの特段の事情がある場合には、後件申請の委任者に対し、例外的に自らも前件申請の登記申請書類の真否の調査・確認や申請人となる登記義務者の本人確認を行うなどの注意義務を負うと解するのが相当であるとした上で、連件申請における後件申請では、登記識別情報の提供を省略することが可能で、もともと登記識別情報通知書は後件申請の必要書類ではなく、しかもYは、前件担当の司法書士が事前に前件申請に必要な書類はすべて揃っていることを確認したという情報に接していたなどの事情のもとでは、登記識別情報通知書の調査・確認等に係る注意義務があったとは認められないと判示した。また、Yは、取引前日に前件担当の司法書士が売主Aの本人確認を済ませた旨聞いていたことなどからすれば、Aが本件土地の所有者になりすましていることを具体的に疑わせるような事情はうかがわれず、本人確認義務違反があったともいえないと判示した。

## 【紹介済み判例】

### 東京高決令和2年2月14日 判例タイムズ1484号119頁

令和元年(ラ)第2368号 担保権消滅許可決定に対する抗告事件(抗告棄却、特別抗告(後特別抗告棄却))

→法務速報231号16番にて紹介済み

### 東京家判令和2年3月23日 判例時報2480号54頁

→法務速報242号6番にて紹介済み

### 福岡高決令和2年5月28日 判例時報2480号28頁

令和元年(ネ)第347号 保険金請求控訴事件(変更・請求一部認容(上告・上告受理申立))

→法務速報240号5番にて紹介済み

### 最一判令和2年7月2日 判例タイムズ1484号44頁

平成31年(行ヒ)第61号 通知処分取消等請求事件(破棄自判)

→法務速報231号22番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/541/089541\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/541/089541_hanrei.pdf)

### 最一判令和2年9月3日 判例時報2482号3頁

平成31年(受)第558号 総会決議無効確認等請求事件(破棄差戻)

→法務速報233号2番にて紹介済み

### 最二判令和2年9月7日 判例時報2481号43頁

平成31年(受)第619号 特許権侵害による損害賠償債務不存在確認等請求事件(一部破棄自判、一部上告棄却)

→法務速報241号1番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/686/089686\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/686/089686_hanrei.pdf)

### 最二判令和2年9月11日 判例タイムズ1484号61頁

平成30年(受)第2064号 請負代金請求本訴,建物瑕疵修補等請求反訴事件(破棄自判)  
→法務速報233号17番にて紹介済み  
[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/700/089700\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/700/089700_hanrei.pdf)

### 最二判令和2年9月11日 金法2165号70頁

平成30年(受)第2064号 請負代金請求本訴,建物瑕疵修補等請求反訴事件(破棄自判)  
→法務速報233号17番にて紹介済み  
[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/700/089700\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/700/089700_hanrei.pdf)

### 最二判令和2年10月23日 判例時報2481号9頁

令和2年(行ツ)第79号 選挙無効請求事件(上告棄却)  
→法務速報235号17番にて紹介済み  
[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/797/089797\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/797/089797_hanrei.pdf)

### 最三判令和2年12月22日 判例タイムズ1484号50頁

平成30年(受)第1961号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻,一部上告棄却)  
→法務速報237号13番にて紹介済み  
[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/915/089915\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/915/089915_hanrei.pdf)

### 最三判令和2年12月22日 金法2164号82頁

平成30年(受)第1961号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻・一部棄却)  
→法務速報237号13番にて紹介済み  
[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/915/089915\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/915/089915_hanrei.pdf)

## 2. 令和3年(2021年)7月20日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号  
法律名及び概要

成立法令なし

## 3. 7月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

藤代浩則 野村創 野中英匡 城石惣 堀口雅則 佐藤美由紀/著 学陽書房 202頁 2,750円  
失敗事例でわかる! 離婚事件のゴールデンルール30★

森法律事務所 森公任 森元みのり/編 新日本法規 261頁 4,180円

Q&A 養育費・婚姻費用の事後対応 支払確保と事情変更

富田裕 小里佳嵩/編著 小林佑輔 野崎智己/執筆 第一法規 609頁 5,280円

弁護士・法務担当者のための不動産・建設取引の法律実務 売買、賃貸借、媒介、開発、設計・監理、建設請負

中崎隆/著 きんざい 592頁 4,400円

#### 4. 7月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価（税込）

書籍名

★は後記に解説あり

東京弁護士会自治体等法務研究部公営住宅班／著 日本加除出版 622頁 7,590円  
自治体が原告となる訴訟の手引き 公営住宅編

小賀野晶一 古笛恵子／編 勁草書房 380頁 4,400円  
交通事故医療法入門★

東京弁護士会倒産法部／編 商事法務 444頁 5,500円  
別冊 NBL／No.178 担保法と倒産・金融の実務と理論 担保法の検討課題

第一東京弁護士会総合法律研究所倒産法研究部会／編 きんざい 535頁 5,940円  
中小企業のための民事再生手続活用ハンドブック

村田浩一／編 青林書院 327頁 4,620円  
同一労働同一賃金の実務と書式

第一東京弁護士会司法研究委員会 LGBT 研究部会／編 青林書院 247頁 3,630円  
詳解 LGBT 企業法務

中山達夫 田島潤一郎／編著 宮島朝子 池邊祐子 石井林太郎 飯島潤 中野大地 永田充／著 新日本法規  
270頁 4,730円  
新しい働き方に伴う 非正規社員の処遇・適法性判断と見直しのチェックポイント

#### 5. 発刊書籍＜解説＞

「失敗事例でわかる！ 離婚事件のゴールデnrール 30」

調停や訴訟、面会交流の立会時など、離婚事件に伴う様々な場面でおこるトラブルへの対処にあたり留意すべき事項について解説されている。それぞれのトラブルの状況に応じた対応方針を検討するにあたり、参考となる書籍である。

「交通事故医療法入門」

むちうち損傷、高次機能障害、関節機能障害等といった交通事故により生じる障害結果全般について、基本的な解説がなされている。医療面に視点を当てて解説されており、事件処理にあたって、医療に関する基本的な情報を把握する際に有用である。